

電波法第104条の2第1項の規定により付す条件

地上基幹放送局（親局に限る。）

《条件》

- ＊ 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、免許を受けることができない者となっていないことの確認及び変更の届出等の手続を遺漏なく行うこと。

《条件》

- ＊ 電波法（昭和25年法律第131号）による検査を受検する際に登録点検が実施される場合には、法律で定められている手続であるということを踏まえ、適切な体制を整えた上で対応すること。

日本放送協会所属テレビジョン放送局（総合放送）及び民間地上基幹放送事業者所属テレビジョン放送局（親局に限る。）

《条件》

- ＊ 放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること。

日本放送協会所属テレビジョン放送局（教育放送）（親局に限る。）

《条件》

- ＊ 放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保すること。

AM局の運用休止に係る特例措置の申請希望を行った者のうち、当該特例措置の適用を行うことが適当と認められるAM局

《条件》

- * 令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間における、AM局の6か月以上の運用休止を行う際には、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和5年3月9日公表）」に示した要件を充足するようにすることとし、その場合において、電波法（昭和25年法律第131号）第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う。

なお、当該期間終了後、更に運用休止が必要と認められる場合においても、同じ取扱いとする。

※ 親局の場合にあつては、電波法の法律番号が登録点検に係る条件において記載され、既出となることから、本条件において電波法の法律番号の記載を省略する。